

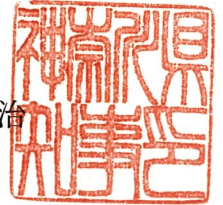
情公第 2342 号

令和 3 年 11 月 18 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（諮問）

令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

また、これに伴い、本県の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、神奈川県個人情報保護条例第 50 条及び神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の項目における対応の方向性について諮問します。

1 個人情報保護制度について

- (1) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について

(2) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

(3) その他の重要な事項について

2 情報公開制度について

(1) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

(2) その他の重要な事項について

問合せ先

政策局政策部情報公開広聴課

情報公開グループ 本田、横山、井上

電話 045-210-3720 (直通)